

「共済事業補完制度」制度内容一覧

制度名称		加入対象区分	制度概要
新ふれあい		本人 配偶者 子ども	・死亡・所定の高度障害時の保障
ふれあいセット傷害		本人 配偶者 子ども	・ケガによる1日目からの入院・通院・手術等の補償
ふれあい2		本人 配偶者	・死亡・所定の高度障害時の保障
就業不能支援制度		本人	・病気・ケガ・精神疾患により就業不能状態が20日を超えて継続したときの保障
医療費支援制度		本人 配偶者	・病気・ケガによる入院時の医療費自己負担を補償
医療費支援制度プラス		本人 配偶者	・病気・ケガによる入院、先進医療による療養を受けた際の費用を保障 ※対象となる先進医療については、パンフレットの「給付金に関するご注意」をご確認ください
入院保障プラン	基本型	本人 配偶者 子ども	・病気、ケガによる継続して2日以上入院等を保障
	倍額給付型	本人 配偶者	・七大疾病、および女性疾病による入院、手術の補償 ・所定の要介護状態になったときの補償
重病克服プラン	一時金	本人 配偶者	・所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき、急性心筋梗塞・脳卒中を発病して所定の状態になられたとき、急性心筋梗塞・脳卒中を発病して所定の手術を受けられたときの保障 ・死亡、所定の高度障害時の保障 ※死亡・高度障害保険金と特定疾病保険金は重複して支払われません。 ・7大疾病および上皮内新生物に対する治療費として、保険金が支払われます。(特約を付加した場合)
	療養給付金	本人	・特定3疾病(悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中)により、所定の就業障害になられたときの所得補償(60日免責)
ふれあい21		本人 配偶者	・死亡・所定の高度障害時の保障
団体傷害保険		本人 配偶者 子ども	・国内・国外を問わず、様々な傷害事故を補償
積立年金制度		本人	自助努力による老後の生活資金の準備

※2022年1月1日現在の制度内容をもとに作成しております

※詳細な保障内容や、保険料につきましてはパンフレットを参照ください